

諮問日：令和2年11月25日（令和2年度（情）諮問第14号）

答申日：令和3年3月23日（令和2年度（情）答申第40号）

件名：東京家庭裁判所において特定の教育委員会事務局に対して特定の報告書の提出を求めたことが分かる文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

特定の教育委員会事務局特別支援教育課長宛（特定文書番号特定年月日）報告書を求めたことが分かる文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京家庭裁判所長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京家庭裁判所長が令和2年9月16日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 東京家庭裁判所が保有する当該司法行政文書は、我が国の家事司法の根幹に係わる文書である。また、記載されている個人情報には苦情申出人本人と苦情申出人が親権者である子の情報であり、個人識別情報の開示を理由に非開示とするのは相当ではない。よって、東京家庭裁判所は、当該司法行政文書を苦情申出人に開示すべきである。
- 2 苦情申出人が被告となっている離婚裁判の証拠と苦情申出人の面会交流審判の証拠は同一のものである。証拠として提出された報告書は特定の教育委員会から東京家庭裁判所に提出されたものである。

しかしながら、当該報告書の提出日は特定年月日付けであり、何ら裁判所に

事件に係属している時期ではない。特定の教育委員会は、当該報告書は同教育委員会が発番した公文書であると認めている。上記の結果を踏まえ、苦情申出人が東京家庭裁判所に「特定の教育委員会に対し、当該報告書作成を司法行政文書により依頼をしたか」と問い合わせた。東京家庭裁判所の回答は「文書の存否を答えられない」というものであった。

本件の問題点は、「子供に関する機微な個人情報をも、何ら事件に係属していない時点で、東京家庭裁判所と特定の教育委員会がやりとりをし、それが、第三者である弁護士の手に入り、裁判・審判の証拠として使われている」ということである。

については、最高裁判所におかれては、日本最高の良識の府として、誠実かつ正直な対応をされたい。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出文書は、家事事件の手續において特定の機関に対し特定人に関する報告書の提出を求めたことが分かる文書である。したがって、同文書の存否を明らかにすると、特定人に関する家事事件の存否及び同手續において特定の機関に報告書の提出を求めた事実の有無という個人に関する情報が公になる。この情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する個人識別情報に相当する。
- 2 苦情申出人は、本件開示申出文書に記載されている個人情報は、苦情申出人及び同人の子の情報であることから、個人識別情報の開示を理由に非開示にするのは相当ではないと述べる。

しかし、法には、個人識別情報が開示申出人本人や同人の子に係る情報である場合に、法5条1号の例外とする旨の規定はなく、取扱要綱にもそのような定めはない。したがって、開示申出人本人や同人の子に係る情報であっても、法5条1号に規定する個人識別情報に相当するものは不開示とすべきものである。

- 3 よって、取扱要綱記第5に基づき、本件開示申出文書の存否を明らかにしないで不開示とした原判断は相当である。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年11月25日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和3年2月19日 審議
- ④ 同年3月19日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示の申出は、特定人（以下「A」と仮称する。）からされた教育相談の相談経過概要に関する特定の教育委員会事務局特別支援教育課長作成の報告書や、苦情申出人とAとの間の特定の家事事件の期日通知書等（いずれも各人の氏名等が記載された部分を含む。）を添付した上で、東京家庭裁判所が同教育委員会に対して当該報告書を求めたことが分かる文書の開示を求めるものである。

法5条1号の規定によれば、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものは、不開示情報とされているが、本件開示申出文書の存否を答えることは、苦情申出人やAについて特定の家事事件が係属している事実や、東京家庭裁判所が特定の教育委員会に対して上記報告書の提出を求めた事実等の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められるから、本件存否情報は、同号に規定する個人識別情報に相当すると認められる。

なお、開示申出人本人に関する情報であっても、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものは、法5条1号に規定する個人識別情報に相当するものとして、不開示とすべきものである（平成28年度（情）答

申第13号参照)。

そして、本件存否情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないから、同号ただし書イに掲げる情報には相当せず、また、同号ただし書ロ及びハに掲げる情報に相当するような事情も認められない。

したがって、本件開示申出文書については、その存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長戸 雅子